年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から54年3月まで

両親と姉に勧められて国民年金に加入し、保険料は地区の納付組織を通じて納めていた。

社会保険庁の年金記録では、昭和54年4月1日に国民年金の資格取得と されているが、私が持っている年金手帳には、53年6月1日資格取得と記載されており、社会保険庁の年金記録の資格取得日が誤っている。

国民年金には、保険料を納付するために加入したのであり、昭和 53 年 6 月に加入手続後、すぐに保険料を納め始めたはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月ごろ払い出されており、 申立人が所持する年金手帳にも「53年6月1日資格取得」と記載されている ことから、申立人は、申立期間において、国民年金に加入していたことがうか がわれ、申立期間の国民年金保険料は、現年度納付が可能であったと考えられ る上、申立人は、申立期間直後の54年4月から61年3月までの期間の保険料 はすべて納付していることから、国民年金加入直後の申立期間の保険料も納付 していたと考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金被保険者名簿の資格取得日は、昭和53年6月1日から54年4月1日に訂正されているが、訂正日、訂正理由等の記載は無く、申立人の配偶者の被保険者資格にも変動は無いことなどから、資格取得日が訂正された理由は不明である。

さらに、申立期間は10か月と比較的短期間である上、申立人が納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料額とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、20歳になると同時に国民年金に加入して以来、40年間国民年金保 険料の納付漏れが無いように納付してきたが、申立期間の昭和47年4月か ら48年3月までの国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と比較的短期間である上、申立人は、20 歳到達時から 国民年金に加入し、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の前後の期間の申立人の国民年金保険料は納付済みであり、 申立人は申立期間の前後を通じて、申立人の生活・経済状況に変化は無かった としており、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされることは不自然であ る。

さらに、申立人は、結婚時の昭和46年12月から第3号被保険者制度導入前の61年3月まで、国民年金に任意加入するとともに、52年4月以降延べ9年8か月分の国民年金保険料を前納しており、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年4月から同年 10 月までの期間、51 年 10 月及び 55 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年10月まで

② 昭和51年10月

③ 昭和55年9月

④ 昭和55年10月から56年4月

⑤ 昭和57年12月及び58年1月

⑥ 昭和58年10月から同年12月まで

⑦ 昭和60年5月及び同年6月

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、国民年金の未納期間及び未加入期間があるとの回答があった。

私は船員保険に加入していたが、船を下りたときには、市区町村役場で国民健康保険への切替手続をしたので、国民年金にも加入しているはずである。また、金銭的には困っていなかったので、国民年金に加入していれば、保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が船員保険に加入していた昭和38年2月ごろに、申立人に係る国 民年金手帳記号番号がA区で払い出されていることが社会保険事務所が保 管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その頃に申立人は国民 年金の加入手続を行ったものと推察されるが、その時点では申立期間①の国 民年金保険料は過年度納付により納付することが可能であり、船員保険加入 中であるにもかかわらず、国民年金への加入手続を行ったと思われる申立人 が、申立期間①の国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

また、申立期間①については、7か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、支払った国民年金保険料は1,000円以下だったと供述しており、申立期間①の国民年金保険料をまとめて納付した場合の金額に概ね一致する。

2 申立期間②については、特殊台帳及びB町(現在は、C市)の国民年金被保険者名簿において、申立人が昭和50年12月から51年9月までの国民年金保険料を納付し、このうち、51年8月及び同年9月分が、同年10月28日に還付されていることが確認できることから、この時期に国民年金と船員保険の重複加入が判明し、国民年金の被保険者資格を取り消したものと考えられるが、申立人の船員保険の資格喪失は同年10月31日であり、申立期間②は強制被保険者として国民年金の被保険者となる期間であり、国民年金未加入期間とする合理的理由は無い。

また、申立期間②について、申立人が国民年金に未加入であれば、申立人の妻の国民年金の加入資格は任意加入から強制加入に変更されなければならないが、任意加入のままとなっており、種別変更の処理は行われていない。さらに、申立期間②は1か月と短期間である上、申立人は申立期間②直後の国民年金保険料を納付している。

- 3 申立期間③については、1か月と短期間である上、申立期間③の直前の期間である昭和55年3月から同年8月まで、申立人は国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付しているとともに、D市に転居後も、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、申立期間③の時期の国民年金保険料が納付とされており、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付しないのは不自然である。
- 4 一方、申立期間④から申立期間⑦については、社会保険庁の記録及びB町 (現在は、C市)の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても未加入期間と されている上、当該申立期間はいずれも国民年金の任意加入期間であるため、 さかのぼって国民年金の被保険者となることはできず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる期間である。

また、当該申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていた ことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに、国民年金保 険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和36年4月から同年10月までの期間、51年10月及び55年9月の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

昭和54年3月にA県の専門学校を卒業し、B市に帰ってきて、同年4月に国民年金の加入手続を行った。同月から国民年金保険料を納付したため、1月から3月までの未納は納得できるが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

昭和54年4月からプロスポーツ選手になり、56年から確定申告(青色) している。現金出納帳などの記帳は母親に頼んでおり、税務申告は税理士に 委託していた。当時、C銀行の行員が毎月保険料の集金にきていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の保険料を納めていたとされる申立人の母親も、国民年金加入期間について、昭和37年4月以降、申立期間を含め国民年金保険料を納付している。

また、申立人と同じ職業であり、申立人と同様に母親が経理事務や国民年金保険料の納付を行っていたとされる申立人の兄の国民年金手帳記号番号は、申立人と連番で払い出されているとともに、申立人の兄の申立期間の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立期間の前後の期間において、申立人の仕事や住所に変更は無く、 生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされて いるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金 保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 5 月から 43 年 12 月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から43年12月まで

結婚した昭和40年12月当時、A市でクリーニング店に勤務して、団地の 自治会の役員を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、43年 12月にB町(現在は、C市)に引っ越すまで、間違いなく保険料を納付し ていたのに「ねんきん特別便」では、この間が未納期間とされていた。

結婚後、妻だけ国民年金保険料を納付して、私の保険料を納付していない とは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳管理簿により、国民年金制度準備時期の昭和35年10月ごろ、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、同管理簿及びC市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿に、申立人の所在が確認できないことを示す記載がある上、44年1月ごろ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立人は申立期間当時、国民年金の不在被保険者として取り扱われ、申立人に当初払い出されていた国民年金手帳記号番号では、保険料を納付できない期間があったことがうかがわれ、別の国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間中、A市に居住し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、A市には、申立人の国民年金被保険者名簿が存在せず、C市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録においても申立人のA市における国民年金の加入が記録されていないことから、申立人が、A市に転入した後、国民年金の再加入手続または転入手続を行った形跡は確認できない。

さらに、申立期間のうち、結婚(昭和 40 年 12 月)から昭和 44 年 1 月までの期間については、C市が保管する申立人の妻の国民年金被保険者名簿において、申立人の妻が申立期間において、厚生年金保険被保険者の配偶者であることを示す記載があり、国民年金の任意加入被保険者とされている上、申立人の国民年金被保険者名簿において、昭和 43 年度国民年金保険料は、12 月まで「納付不要」と記載されているところ、申立人は、申立期間においてクリーニング店に勤務していたと申し立てていることから、申立期間中、申立人は誤って厚生年金保険の被保険者として取り扱われていた可能性がうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年8月まで

結婚前は、父が私の国民年金加入手続を行い、保険料を納付してくれた。 昭和44年3月に結婚しA市に転居してからは、夫が義兄に頼んで国民年金 加入手続及び保険料の納付を行っていた。家計のことはすべて夫に任せてお り、国民年金の納付期間、納付金額等は記憶にない。

社会保険庁の記録では、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が義兄に依頼して申立期間の国民年金加入手続を行い、 保険料を納付したと主張しているが、申立人の義兄が申立期間に国民年金の加 入手続をし、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書 等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺 事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を義兄に依頼したとされる夫の記憶は曖昧であり、国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとされる申立人の義兄は高齢で供述が得られないため、申立人の国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録及びA市の被保険者名簿によると申立人は、昭和44年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失しており、その後、申立期間中に国民年金へ再加入したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人は、申立期間当時、任意加入対象者であるため、国民年金の未加入期間となり、A市において申立人の保険料に係る納付書の作成等は行われなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から63年3月まで

20 歳になった時は学生だったが、母が国民年金の任意加入手続をしてくれた。

国民年金保険料を納付していなかったため、親と話し合ったところ、保険料は納付しなければならないと言って、母が市役所に出向いて納付したと記憶している。

申立期間が社会保険庁の記録で未加入期間になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年3月ごろ払い出されており、申立期間において申立人は学生であり、任意加入期間となるため、さかのぼって国民年金への加入、保険料の納付ができない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人自身は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料の納付には 関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとされ る申立人の母親の加入手続及び保険料納付に関する記憶は曖昧であるため、国 民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年6月までの期間、38年3月から39年9月までの期間及び48年9月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年6月まで

② 昭和38年3月から39年9月まで

③ 昭和48年9月から50年3月まで

社会保険庁の記録では、昭和36年4月から同年6月までの期間、38年3月から39年9月までの期間及び48年9月から50年3月までの期間の国民年金保険料が未納となっているが、昭和50年ごろ、役場の職員から国民年金の未納分を一括して納付することにより年金が受給できると説明を受け、一括で納付したはずである。未納であった妻の国民年金保険料約10年分も同時に一括して納付した記憶があるので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の妻についても、申立期間の国民年金保険料は未納とされている上、申立人は、申立人自身の保険料と申立人の妻の過去の未納保険料約 10 年分を一括納付したと申し立てているが、申立人の妻の過去の未納期間は、41 か月であり、申立内容に不自然な点が見受けられる。

さらに、社会保険事務所では、特例納付の記録がある場合、当時の被保険者 台帳をマイクロフィルム化して特殊台帳として保存しているが、申立人につい ては、特殊台帳が存在しない。

加えて、申立人及び一緒に納付したとされる申立人の妻の特例納付に係る納付方法、納付金額等に関する記憶は曖昧であるため、国民年金保険料の納付状

況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月から30年3月まで

② 昭和31年3月から36年1月まで

社会保険事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険の加入期間が昭和30年3月22日から31年3月1日までの1年とされていた。判明した期間の前後の期間である、①昭和28年3月から30年3月までの期間と、②昭和31年3月から36年1月までの期間もA社で働いていたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に廃業しており、申立人も給与明細書等を所持していないため、 申立人の勤務期間及び申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か ら控除されていたことを確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和30年3月22日資格取得、31年3月1日資格喪失とされており、これらの前後に、申立人がA社において厚生年金保険の資格を取得したことをうかがわせる記載は無い。

さらに、申立期間当時A社に勤務していた者4名にA社に在籍した期間を確認したところ、いずれも厚生年金保険加入期間が本人が記憶している在籍期間よりも2年から3年短い。

加えて、当時のA社の事務担当者は「当時の従業員の社会保険への加入は、 まちまちであり、加入していない者もいた。」と供述している上、申立期間 中のA社の被保険者数は4名から 10 名で推移しているところ、申立期間当 時A社に勤務していたことが確認できる者4名は、当時のA社の従業員数は14名から16名だったと供述しており、A社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

このほか、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月1日から40年5月1日まで

② 昭和40年10月1日から41年9月1日まで

昭和38年8月から44年5月までA社に作業員として勤務した。社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②の期間について厚生年金保険加入記録が無い旨の回答を受け取った。38年8月に入社し、途中で退職することなく同社に勤務していたので、申立期間①及び②について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等、申立人の当該申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料が無い上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の加入記録は、昭和39年8月1日に資格取得、同年12月1日に資格喪失、40年5月1日に資格取得、同年10月1日に資格喪失、41年9月1日に資格取得、44年5月17日に資格喪失となっており、申立期間①及び②について、申立人と思われる加入記録は無く、整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和 40 年 5 月 1 日に資格取得、 同年 10 月 1 日に資格喪失、41 年 9 月 1 日に資格取得、44 年 5 月 16 日に資格 喪失となっており、A社における厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致する。 加えて、A社の全被保険者 36 名のうち、厚生年金保険加入期間に空白期間 のある者が申立人以外に5名確認できる。

このほか、A社の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月ごろから40年3月2日まで 昭和39年9月ごろから40年9月24日まで、A社にて、遮断機を作る仕事に従事していた。妻が39年11月ごろからA社に勤め始めており、私は妻よりも2か月程前に入社していた。39年9月ごろから40年3月2日までの期間もA社で働いていたことは間違いないので、当該申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様にA社にて勤務していた申立人の妻の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社には、賃金台帳等、申立人の当該申立期間に係る厚生 年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は 無い上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に 係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確 認ができない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険 者原票において、申立人の資格取得日は、昭和40年3月2日とされており、 これ以前に申立人の記載は無く、申立期間における整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険被保険者資格取得日は昭和40年2月 21日、離職日は同年9月24日となっており、厚生年金保険加入記録とおお むね一致する。

加えて、申立人よりも前にA社に入社したと申立人が供述している同僚も申立人同様、昭和40年3月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、現在のA社の事務担当者は、「従業員に厚生年金保険に加入することを勧めても、給与からの源泉控除を嫌う人が多く、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないと思う。」と供述しており、当時、A社においては、すべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

このほか、申立期間における申立人の給与からの厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から26年4月1日まで

: ② 昭和27年8月1日から28年4月1日まで

昭和 25 年4月から 28 年3月までA社に勤務していたにもかかわらず、 社会保険庁の記録では、26 年4月1日から 27 年7月 31 日までの期間が厚 生年金保険加入となっており、前後の期間は未加入となっていた。

A社は菓子及びパンの製造業で、正社員として勤務した。

途中で勤務形態が変わることもなかったので、申立期間を厚生年金保険 加入期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に廃業しており、当時の人事記録等は保管されていない上、申立 人も給与明細書等を所持していないため、申立人のA社での勤務状況及び事 業主による給与からの厚生年金保険料控除の状況が不明である。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和26年4月1日に資格取得、27年8月1日に資格喪失と記載されており、これ以外に申立人が資格を取得及び喪失していることは確認できず、申立期間中、同名簿の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が記憶している同僚2名については、申立人より前からA社に在籍していたにもかかわらず、A社での厚生年金保険の資格取得日が申立人と同じく昭和26年4月1日と記録されている上、申立人と同時期にA社に5年8か月継続して勤務したとしている別の同僚についても、被保険者期間に6か月間の欠落が確認できることから、A社においては、必ずしも勤務実態に則した資格の得喪に係る届出事務が行われていたわけではないと考えられる。

加えて、A社の事業主、申立人が記憶している上司、経理担当者及び同僚は既に死亡しており、供述を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から42年8月まで

A社退職後の昭和41年9月ごろ、B社に就職した。B社は、家から近かったため、毎日バイクで通勤し、昼休みは家に戻って、両親と一緒に昼食をとり、テレビドラマを見ていた。B社で勤務していた期間の厚生年金保険記録が無いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社で勤務していた同僚の氏名及び申立期間当時放映されていたテレビドラマを覚えており、申立期間において、申立人が同社で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に厚生年金保険被保険者であった22名全員に係る厚生年金保険の記録は確認できるものの、申立人の記録は無く、同原票の整理番号に欠番は無い。

また、B社に勤務していた期間及び同社に係る健康保険被保険者証の所持並びに保険料控除に関する申立人の記憶は曖昧である上、申立人が記憶している同僚は既に死亡しており、申立人の勤務状況等について供述を得ることができない。

さらに、雇用保険の加入記録によると、B社の前後に申立人が勤務した事業所に係る申立人の雇用保険被保険者記録は確認できるものの、B社に係る申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、B社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立人の勤務状況を確認できる資料は無い上、申立人も給与明細書等を保管しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月31日から35年12月31日まで 脱退手当金を受給したとされる昭和36年当時は、年金のことは何も分か らなかった。昭和42年5月にB社に入社してから年金のことを知った。そ の後55年ごろに、社会保険事務所でA社のことを調べてもらったところ、 加入期間があったといわれた。60歳になる前、社会保険事務所で自分の年 金のことを再度確認したところ、A社の加入期間については脱退手当金を 受給済みであるとの回答を得たが、脱退手当金を受給した記憶が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿において、申立人が記載されているページと前後のページから、25 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給資格を満たしている 16 名中、申立人を含めて6名がA社に係る脱退手当金の支給記録があり、その6名すべてが3か月以内に支給決定がなされていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求の可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間後に勤務したB社に係る厚生年金保険の被保険者記号番号は、A社において申立人に払い出されていた記号番号とは異なるため、脱退手当金を受給したことにより、番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、A社に係る被保険者名簿に記載されている者のうち、脱退手当金を受給したとされている者には「脱」の表示があり、申立人についても脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年2月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月1日から45年9月25日まで

A社に昭和41年11月から48年2月まで勤務した。社会保険庁の記録では、昭和44年2月1日から45年9月25日までの厚生年金保険加入記録が無いとのことだったが、A社に継続して勤務しており、途中休職や転勤等はなかったので厚生年金保険加入期間に空白があるはずがない。

当然、厚生年金保険の加入記録があるはずであり、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び雇用保険の記録より、申立人が申立期間において、A社に 勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社が保管している「被保険者資格喪失確認通知書」及び「被保険者資格取得確認通知書」の控えにより、A社が申立人について昭和44年2月1日に資格喪失、45年9月25日に資格取得の手続を行っていることが確認できるとともに、この資格喪失及び取得の年月日は社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者名簿の記録と一致する。

また、申立人の前後にA社で厚生年金保険の資格を取得している 35 名のうち、申立人を含め4名に厚生年金保険加入期間の欠落がある。

さらに、A社は、当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、事業主の妻及び申立人の供述によれば、申立人は社会保険事務に従事しており、申立人自身が、資格喪失届、定時算定等の機会に申立期間において厚生年金保険に加入していないことを認識できたと考えられる上、A社が保管する申立人に係る昭和44年2月1日の資格喪失届の控に「被証返納」の印が押されており、19か月間健康保険証が手元に無い状態で、厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

なお、申立人は、当時、A社で厚生年金保険に加入している期間を含め、 国民年金保険料を納付しており、厚生年金保険との重複加入期間については、 保険料の還付を受けている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。